

京都市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例（平成18年9月28日京都市条例第15号）（保健福祉局生活福祉部地域福祉課）

障害児施設給付費を支給する旨の市長の決定を受けて本市の区域外に存する知的障害児施設等に入所し、又は介護給付費等を支給する旨の市長の決定を受けて本市の区域外に存する病院に入所している重度心身障害者を医療費の支給の対象とするとともに、障害者自立支援法の一部の施行に伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、平成18年10月1日から施行し、同日以後に受けた医療に係る医療費の支給について適用することとしました。

京都市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年9月28日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第15号

京都市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

京都市重度心身障害者医療費支給条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

この条例の規定により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する重度心身障害者であって、別に定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）の規定による被保険者、加入者若しくは組合員又は被扶養者であるものとする。

- (1) 本市の区域内に住所を有していること。
- (2) 次に掲げる決定又は措置を受け、本市の区域外に存する別表に掲げる施設に入所していること。

ア 児童福祉法第24条の3第2項の規定による市長の支給の決定

イ 障害者自立支援法第19条第1項の規定による市長の介護給付費又は特例介護給付費を支給する旨の決定

ウ 身体障害者福祉法第18条第2項の規定による市長の措置

エ 知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定による市長の措置

附則に次の1項を加える。

(対象者の特例)

- 5 平成18年10月1日において現に障害者自立支援法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法第17条の11第2項の規定による市長の支給の決定を受けている重度心身障害者及び障害者自立支援法附則第52条の規定による

改正前の知的障害者福祉法第15条の12第2項の規定による市長の支給の決定を受けている重度心身障害者で、障害者自立支援法附則第19条第1項の規定により同法第19条第1項の規定による支給決定を受けたものとみなされるものは、同項の規定による市長の介護給付費又は特例介護給付費を支給する旨の決定を受けた者とみなして、第3条第1項の規定を適用する。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

- (1) 児童福祉法第42条に規定する知的障害児施設
- (2) 児童福祉法第43条の2に規定する盲ろうあ児施設
- (3) 児童福祉法第43条の3に規定する肢体不自由児施設
- (4) 児童福祉法第43条の4に規定する重症心身障害児施設
- (5) 障害者自立支援法第5条第5項に規定する厚生労働省令で定める施設
- (6) 障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設（同法附則第41条第2項又は第58条第2項の規定により障害者支援施設とみなされる施設を含む。）
- (7) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の京都市重度心身障害者医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

（保健福祉局生活福祉部地域福祉課）